公共工事の入札時における積算内訳書の提出について

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、入札における談合等の不正行為の排除、 ダンピング受注の防止、入札参加者の積算努力の促進を図る観点から、公共工事の入札時 における積算内訳書の提出を求めることとしましたので、提出にあたってご留意願います。

1. 対象となる入札

入札執行する全ての公共工事を対象とします。

2. 提出方法

内訳書は、第1回入札時に入札書と一緒に封筒に封入し、提出してください。

3. 記載内容

- ①商号又は名称並びに代表者氏名、住所
- ②代表者印の押印
- ③工事番号、工事名、工事場所
- ④工事価格内訳記載項目に対応する金額

4. 様式

内訳書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

5. 注意事項

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- ① 内訳書が封入されていない場合
- ② 内訳書に記載すべき内容に漏れ又は不備がある場合
- ③ 工事価格内訳の合計(工事価格)と入札書記載金額が異なる場合
- ④ 工事価格内訳項目に空欄(ゼロ計上)の項目がある場合
- ⑤ その他内訳書に著しい不備がある場合

6. その他

平成27年4月1日以降に入札通知または入札公告する入札より提出を求めます。